

# 特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件

昭和四十四年五月一日

建設省告示第千七百二十八号

改正

昭和四五年一二月二八日建設省告示第一八三五号

平成一二年五月三十一日建設省告示第一四三五号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第三項第一号の規定に基づき、特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。

第一 外気に向かつて開けることのできる窓にあつては次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 外気に向かつて開けることのできる窓(常時開放されている部分を含む。以下同じ。)の排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- 二 外気に向かつて開けることのできる窓は、付室の天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)又は「壁の上部」(床面からの高さが天井の高さの二分の一以上の部分をいう。)に設けること。
- 三 外気に向かつて開けることのできる窓の開口面積は、二平方メートル以上とし、当該窓のうち、常時閉鎖されている部分の開放は手動開放装置により行なうものとする。
- 四 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、付室内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

第二 排煙設備にあつては平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一若しくは第二に掲げる基準に適合するものを用いるもの又は次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
- 二 排煙口は、開口面積を四平方メートル以上とし、第一、第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
- 三 排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

- 四 排煙口は、前号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
- 五 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル以上とし、鉛直に設け、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。
- 六 一秒間につき四立方メートル以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合には、第二号中開口面積に関する部分及び第五号によらないことができる。
- 七 給気口は、開口面積を一平方メートル以上とし、附室の床又は「壁の下部」(床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分をいう。)に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。
- 八 電源を必要とする排煙設備には、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続される予備電源(自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池(充電を行なうことなく三十分間接続して排煙設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。)、自家用発電装置その他これらに類するもの)を設けること。
- 九 排煙設備に設ける電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線、又はこれと同等以上の防火措置を講じたものとする。
- イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行なう配線
- ロ 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なう配線
- ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行なう配線
- ニ MI ケーブルを用いて行なう配線
- 十 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用いること。
- 十一 排煙設備は、前各号に定めるほか、火災時に生ずる煙を特別避難階段の附室から有効に排出することができるものとする。

---

## 附 則

(昭和四五年一二月二八日建設省告示第一八三五号)

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。

---

## 附 則

(平成一二年五月三十一日建設省告示第一四三五号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。